

罹(り)災証明書の様式を変更しました。

速やかに住民のみなさんに罹災証明書が公布できるよう全国で同じ様式になりました。

罹(り)災証明書とは

災害発生時、お住まいの被害に対して、支援金や災害義援金の受け取り、税金などの減免、仮設住宅への入居申請などの様々な支援をうけるため、またご自身で加入されている損害保険の請求などに「罹災証明書」が必要になります。

被害が一部であっても、またすぐに修復されない場合でも、あとから必要になることがあります。

お住まいを片づける、修復するその前に、まずは「罹災証明書」をとりましょう。

申請から交付までの流れ

被災者から町へ申請

被害状況の調査

職員がお住まいの被害の調査をおこないます。

損壊の割合	被害の程度
50%以上	全壊
40%以上50%未満	大規模半壊
20%以上40%未満	半壊
10%以上20%未満	準半壊
10%未満	一部損壊

罹災証明書の発行

かたづける、その前に！ 「お住まいの被害状況を写真に撮っておきましょう！」

町から罹災証明書から罹災証明書を取得して、住まいや生活の公的支援を受ける際や、損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

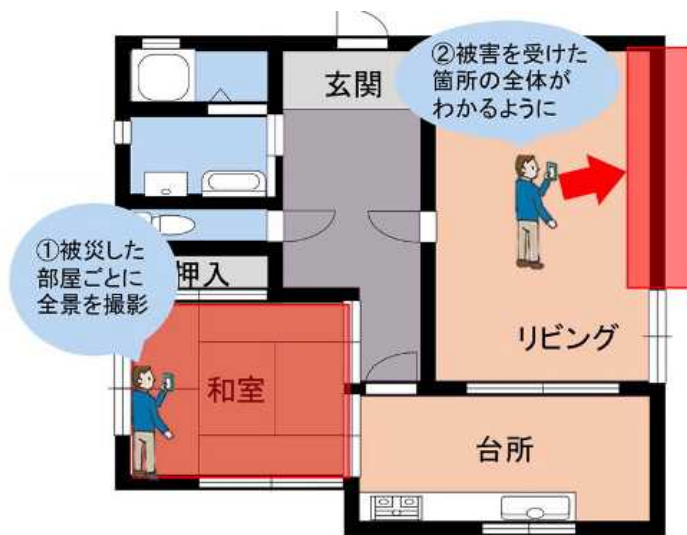
<家の外の写真の撮り方のポイント>

- なるべく4方向から撮る
- 浸水した場合は深さも分かるように撮る



<家の中の写真の撮り方のポイント>

- 被災した部屋ごとの全景を撮る
- 被害箇所の「寄り」で撮る。



出典：政府広報オンライン

- システムキッチンや洗面台などの住宅設備、家電、自動車、物置、農機具などの被害状況も撮っておきましょう。
- お住まい以外車庫、倉庫、事業所などの被害の証明は「被災証明書」になります。